

北海道告示第 10630-9 号

北海道が平成29年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成29年 8 月24日

北海道知事 高橋 はる



(経済部所管分)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に關する権限の委任	摘要
1 道産スイトツ海外ブランド強化事業 本道菓子産業の市場拡大及び安定的かつ良質な新たな雇用創出を図るため、札幌商工会議所が実施する事業に對し、予算の範囲内で補助する。	札幌商工会議所	札幌商工会議所が行う道産ブランド強化事業のうち、人件費、旅費、需用料、委託料、その他に必要とする経費、その要する経費、報告料、業務費、委託料、及び賃借料、その他の経費	10分の8以内 （寄附金その他の収入があるときは、補助金の額を当該収入の控除等を行う。）	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部 食関連産業室		